

## 郵便事業株式会社法案要綱

### 1 総則

#### (1) 会社の目的

郵便事業株式会社(以下「会社」という。)は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(第1条関係)

#### (2) 商号の使用制限

商号の使用制限について所要の規定を設けるものとする。

(第2条関係)

### 2 業務等

#### (1) 業務の範囲

会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

イ 郵便法の規定により行う郵便の業務

ロ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

会社は、の業務のほか、その目的を達成するため、次の業務を営むことができるものとする。

イ お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行

ロ イの業務に附帯する業務

会社は、及びの業務のほか、及びの業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、及びの業務以外の業務を営むことができるものとする。

(第3条関係)

#### (2) 社会貢献業務計画

会社は、3事業年度ごとに、3事業年度を1期とする社会貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第4条関係)

#### (3) 監督

会社は、新株等を引き受ける者の募集、事業計画、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならないものとし、総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができるものとする等会社の監督規定について所要の規定を設けるものとする。

(第6条-第9条、第12条、第13条関係)

会社は、2(1)の業務を営む場合には、当該業務並びに2(1)及びの業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならないものとする。

(第11条関係)

#### (4) その他

一般担保、財務諸表、財務大臣との協議について所要の規定を設けるものとする。

(第5条、第10条、第14条関係)

### 3 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第15条-第20条関係)

4 附則

この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)